

農業ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 農地所有権の譲渡の自由化	…………… 1
2 - 農地所有適格法人に対する出資規制の緩和	…………… 1
3 - 砂糖・でん粉の価格調整制度の見直し	…………… 1
4 - 加工食品の原料原産地表示拡大の見直し	…………… 2

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	28年 10月30日	28年 11月7日	農地所有権の譲渡の自由化	<p>【問題点】現行制度では、所有者が農地を譲渡したいにも関わらず、複雑な譲渡条件が所有者に課せられており、実質的に自由な農地売買ができない。</p> <p>現状、農地は宅地と異なり所有権を譲渡する場合、様々な条件を所有者に課されており実質譲渡は不可能。このため、実際に農業を営んでいない所有者は、農地を貸すことしかできない。しかも、制度上、農地の賃借料は借り手の耕作者に有利な値段設定となってしまう。</p> <p>具体的には、私は筑後市にある農地を遺産相続で引き継ぐ予定だが、全国転勤の会社員で一度も農業をしたことがない。現有値は、耕作者(農地作人)に安い値段で貸しており、できれば農地を売却したい。しかし、筑後市役所・農協に確認した結果、耕作者に有利な現制度では実質的に農地の売却が不可能と判明。筑後市の地元の農事組合法人へ買い取ってくれと依頼したが、「原則、土地の買い取りはしない。買い取り資金もない」との回答。農地に関する制度はすべて耕作者ファースト・負担は農地所有者が負担を負う制度設計となっているのが問題。</p> <p>本来は、農地を管理し取り扱いの決定権限を持つ、農事組合や農協がもっと自由な農地流通制度(農業したい人に機会を与え、農業をしたくない人には農業を辞める機会を提供する意味)を実現すべく関与するべきではないだろうか。現行制度はあまりに農地所有者への負担が大きく、不利益を被っている。</p> <p>【改善案】譲渡したい農地がある場合は、無条件で地元の農事組合若しくは農協が買い取る。購入した農地は、大規模化・農道整備など付加価値を高めた後に、農地購入希望者や耕作希望者への橋渡しを行う。購入資金は、民間銀行が資金を投資したくなるような制度を設け後押しする。</p> <p>【ご利益】農地の大規模集約化、売買による農地不動産市場の活性化、計画的な農地開発。</p>	個人	農林水産省
2	28年 11月1日	28年 11月16日	農地所有適格法人に対する出資規制の緩和	<p>【具体的内容】 農業分野への新規参入の促進、および参入法人の健全で安定的な経営・事業環境の整備等の観点から、農地所有適格法人の出資規制を緩和すべき。</p> <p>【提案理由】 2016年4月に施行された改正農地法により、農地所有適格法人(旧農業生産法人)に対する出資規制や構成員要件の緩和が行われたものの、企業による出資が過半数を超えることができないため、過半数を超える議決権を取得することができない、総出資額がパートナーの出資額に制約される等の課題が生じている。</p> <p>規制を緩和することで、担い手たる企業の参入促進、農業経営の大規模化による生産性向上につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省
3	28年 11月1日	28年 11月16日	砂糖・でん粉の価格調整制度の見直し	<p>【具体的内容】 国内生産者保護のために設けられている砂糖・でん粉の価格調整制度について、将来的な廃止も念頭に見直すべき。</p> <p>【提案理由】 砂糖・でん粉については、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、安価な輸入品から調整金を徴収し、これを主たる財源として、国産品の生産者および製造業者に対し、国産品の生産・製造コストと販売額との差額相当の交付金を交付している。しかし、調整金は、企業のコスト競争力の低下および消費者の負担増につながっている。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
4	28年 11月1日	28年 11月16日	加工食品の原料原産地表示拡大の見直し	<p>【具体的内容】 全加工食品への原料原産地表示の対象拡大の見直しにあたっては、強調表示や、包材ではなく自社HPへの掲載等、企業の自主的な表示拡大の取り組みを促すこととすべき。</p> <p>【提案理由】 食品表示基準(内閣府令)では、加工食品のうち、22食品群・4品目について原料原産地表示を義務付けているが、政府は「日本再興戦略2016」(2016年6月)において「原料原産地表示について全加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める」旨を掲げ、目下、検討している。</p> <p>使用原料の調達先は、調達元の生産量等に応じて変更するケースがあることから、包材への適時・正確な表示に多大なコスト負担が生じる。当該規制が国内企業にのみ課され、輸入食品については免除される場合、TPPにより輸入加工食品の関税が大幅に引き下げられ、海外企業との競争の激化が予想される中で、国内企業の国際競争力の低下につながり、その経営を圧迫する恐れがある。</p>	(一社)日本経済団体連合会	消費者庁 農林水産省